

「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書採択

に関する陳情書

討論要旨 勝股修二議員

昨年9月定例会において、同内容の陳情第12号に対して趣旨採択動議を求め、現時点での採択を行うべきではないとの趣旨を申し上げました。国際情勢は、昨年と比べてますます混乱のただ中にあります。紛争に巻き込まれている方々のことを思いますと、胸が張り裂けそうな思いです。

しかし、国際関係は非常に複雑な問題をはらんでおり、おとしノーベル平和賞を受賞したウクライナの人権団体市民自由センターの代表で、弁護士のオレクサンドラ・マトイチュクさんが市民を守る唯一の方法は軍しかない、インタビューにおいて苦しい胸のうちを明かしたと、先月、NHKが報じています。

私は、市議会議員を務めるに当たり、言葉を大事にするということを決めています。言ったこと、認めたことに責任を持つことは非常に重要であると考えています。本陳情が署名・批准を求める核兵器禁止条約は、核兵器を非人道兵器として、その開発、保有、使用あるいは使用の威嚇を含むあらゆる活動を例外なく禁止した国際条約です。直ちにこの条約を批准、遵守するのであれば、国際情勢においてより一層の混迷をもたらす可能性があり、非常に慎重な議論を要すると考え、現時点においての本陳情の採択には反対をさせていただきます。

昨年お伝えしたとおり、私個人の心情としても、あらゆる非人道的な殺傷兵器の保有や製造は、核兵器のみにとどまらず廃絶するべきであると考えます。非人道的な兵器の廃絶に向けて、陳情者とはたどる道、プロセスは違いますが、求めるゴールは同じであることをお伝えし、本陳情に対する反対討論とさせていただきます。